

福島県高校生等 前倒し「奨学給付金」給付申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯や生活保護受給世帯の方に奨学給付金を給付します。

また、入学準備等で費用負担の大きい新入生の保護者様を対象に、ご希望の世帯のみ、年額のうち4月～6月までの3ヶ月分を通常より前倒しで給付します。(前倒し給付を申請しない場合、後日案内のある通常の給付金申請をすることで、年額を一括で給付しますので、忘れずに申請してください。その場合、申請は1回となります。)

「返還不要」です。

制度の概要

新入生限定・希望者のみ

◆ 前倒し給付の対象となる世帯

令和6年4月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 保護者等が福島県内に住所を有すること
 - ※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。
 - ※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和5年度)が非課税であること又は生活保護受給世帯であること
 - ※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税であることが必要です。
- ③ 生徒が令和6年度以降に就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であり、基準日に在学していること
 - ※ 対象校:高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等



家計急変世帯向けの支援については、詳しくは家計急変世帯向けの案内をご確認ください。

◆ 生徒一人当たりの給付額(年額) ※()内は3ヶ月分(前倒し給付分)

給付区分	対象	課程等	生徒の状況	国公立	私立	必要書類
1. 生活保護受給世帯	生活保護(生業扶助)を受給している世帯	専攻科以外		32,300円 (8,075円)	52,600円 (13,150円)	裏面A
2. 所得割非課税世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(1を除く)	通信制及び専攻科以外	第1子	122,100円 (30,525円)	142,600円 (35,650円)	裏面B
			第2子以降(★)	143,700円 (35,925円)	152,000円 (38,000円)	裏面C
		通信制及び専攻科		50,500円 (12,625円)	52,100円 (13,025円)	裏面B

- ★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒
- ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉
 - イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹
 - ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹
 - エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に3ヶ月分を一括で振込 ※振込前に給付決定通知書を郵送します。

【注意】

◎ 7月以降分については7月1日現在の状況及び令和6年度の課税額で再審査するため、7月1日以降に改めて申請してください。再審査の結果、受給要件を満たさない場合は、7月分以降分は受給できません。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(※確認チャート参照)を添えて、下記【お問い合わせ先】まで直接郵送(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

◆ 提出期限

令和6年6月3日(月)

注意事項

- ・ 対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。
- ・ 高等学校等就学支援金とは別の手続となりますので、忘れずに奨学給付金の申請もしてください。



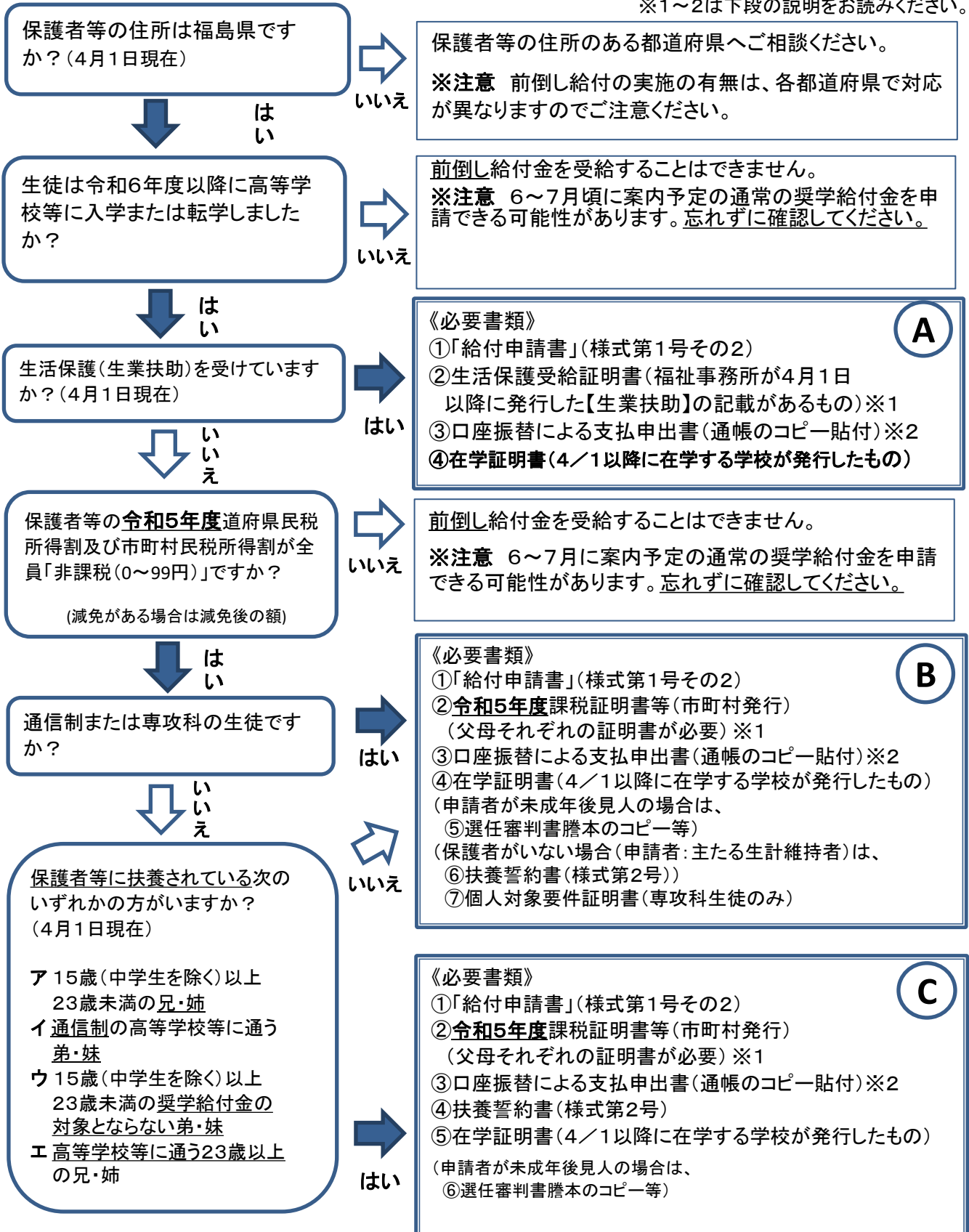
福島県奨学給付金 検索

【お問合せ先】

福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当
 〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775
 メールアドレス k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

< 前倒し「奨学給付金」必要書類等確認チャート >

※1～2は下段の説明をお読みください。



- ※1 生活保護受給証明書(「生業扶助」の記載がある4月1日以降発行のもの)又は課税証明書等は、就学支援金の申請に使用したもののコピーで構いません。ただし、控除対象配偶者になっている保護者についても、課税証明書等の提出が必要です。
- ※2 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。(この場合、通帳コピーは不要)

□ 授業料以外の教育費(教材費、学用品費、修学旅行費等)を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。